## ○島田市社会教育委員会議規則

平成17年5月5日 教育委員会規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、島田市社会教育委員(以下「委員」という。)の会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(議長及び副議長)

- 第2条 委員は、議長及び副議長各1人を互選する。
- 2 議長及び副議長の任期は、1年とする。
- 3 議長及び副議長は、再任されることができる。
- 第3条 議長は、会議の議事を整理する。
- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠 員のときはその職務を行う。

(会議)

- 第4条 会議は、必要に応じ、議長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。 (その他)
- 第5条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年5月5日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後、最初に選任される議長及び副議長の任期は、第2条第 2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。